

議案第 88 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
幹 第 9 3 号 線	狭山市鶉ノ木 4 6 6 6 番 3 地先	
	狭山市入間川三丁目 3 8 5 8 番 1 地先	
A 第 9 9 7 号 線	狭山市鶉ノ木 4 8 5 1 番 1 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 5 8 6 番 1 地先	
A 第 9 9 8 号 線	狭山市鶉ノ木 4 6 5 3 番 7 地先	
	狭山市鶉ノ木 4 6 6 1 番 2 地先	
A 第 9 9 9 号 線	狭山市鶉ノ木 4 6 1 2 番 1 地先	
	狭山市鶉ノ木 4 6 1 2 番 2 地先	
A 第 1 0 0 0 号 線	狭山市入間川四丁目 4 6 0 7 番 9 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 5 9 4 番 9 地先	
A 第 1 0 0 1 号 線	狭山市入間川四丁目 4 5 8 6 番 1 9 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 5 8 7 番 2 地先	
A 第 1 0 0 2 号 線	狭山市入間川四丁目 4 5 4 4 番 1 7 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 5 4 4 番 9 地先	
A 第 1 0 0 3 号 線	狭山市入間川四丁目 4 5 0 0 番 1 3 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 5 0 0 番 1 6 地先	
A 第 1 0 0 4 号 線	狭山市入間川四丁目 4 5 9 8 番 2 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 5 9 8 番 2 地先	
A 第 1 0 0 5 号 線	狭山市入間川四丁目 4 5 7 7 番 1 0 地先	
	狭山市入間川四丁目 4 5 8 6 番 1 地先	

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
A第1006号線	狭山市入間川四丁目5027番1地先	
	狭山市入間川四丁目5028番123地先	
A第1007号線	狭山市入間川四丁目5029番4地先	
	狭山市入間川四丁目5030番4地先	

平成30年8月31日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

都市計画道路狭山市駅上諏訪線の供用開始により分断された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。